

# 焼酎の認証基準

## (適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された農産物を原料とし、県内の工場で生産された「焼酎」に適用する。

## (定義)

第2 この基準において「焼酎」とは、「酒税法」（昭和28年2月28日法律第6号。以下「酒税法」）第3条9号（連続式蒸留しょうちゅう）及び10号（単式蒸留しょうちゅう）に定める定義に適合するものである。

## (品質及び品質表示)

第3 焼酎の品質及び品質表示の基準は、食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）の食品表示基準及び「酒税法」の表示基準等、酒類の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 原 材 質 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 栃木県内で生産された米又は麦、そば、いも類等の農産物 2 米こうじ又は麦こうじ 3 水
	食品添加物	使用していないこと。

## (関係法令の遵守)

第4 焼酎の製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

### 附 則

この基準は、平成18年 3月15日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。